

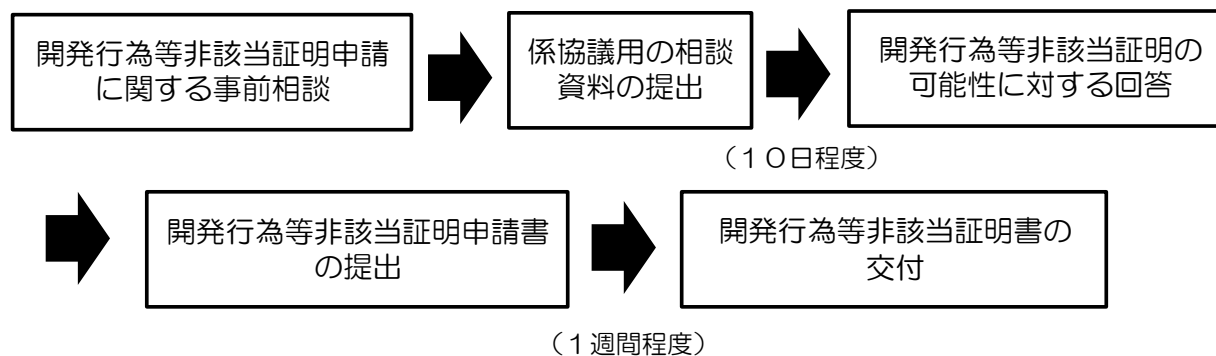
＜開発行為等非該当証明申請に関する資料について＞

開発行為等非該当証明に関する相談資料として、次の資料の写しを提出して下さるようお願いいたします。

1	位置図	(住宅地図等)	
2	字限図(公図)		法務局
3	現況図(求積図)		
4	登記簿謄本	(土地・建物)(必要な場合、閉鎖謄本)	法務局
5	現況写真	(敷地全体の状況がわかるもの)	
6	土地利用計画図	(建築物の配置や道路幅員がわかるもの)	
7	建築物平面図	<u>建替えの場合、既存の建築物の床面積の1.5倍以内であること</u>	
8	建築物立面図		
9	給配水管台帳図		(上) 業務課
10	公共下水道台帳図		(上) 業務課
11	建築確認申請概要書	(既存の建築物がある(あった)場合)	建築指導課

※予定建築物の用途が「戸建住宅」以外(店舗、公益施設、事務所等)の場合は、用途確認のための資料を別途お願いします。

＜開発行為等非該当証明申請に関する流れ＞



※開発許可等が必要と判断されたものについては、別途許可手続きをお願いします。